

## 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」

2006年に改正された容器包装リサイクル法は、衆議院環境委員会での19項目、参議院環境委員会で11項目の付帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。

このため、ごみ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が未だ使われているのが実態です。自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく発生抑制や環境配慮設計について真剣に取り組もうとする誘因が働かないのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、「ホテル等での使い捨て容器の無償提供禁止」や「ペットボトル入の飲料水の調達の禁止」する自治体が登場しています。

わが国においても一日も早く、持続可能な社会へ転換するため、下記の事項について求めます

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用を製品の価格に盛り込む。
2. リデュース、リユースを促進するため、以下の法制化を推進する。  
ごみの排出量の削減目標を強化すること。  
レジ袋などの使い捨て容器の無料配布の禁止を目的に段階的に縮小していく。  
優遇措置などにより、リユース容器の普及を促進する。  
リサイクルできる分別収集袋やクリーニング袋等も容器包装リサイクル法の対象に加える。
3. 製品のプラスチックのリサイクルを進める仕組みを新たに法制化する。

以上のことから、日野市議会は、持続可能な社会へ転換するため、容器包装リサイクル法改正に向けて、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

日 野 市 議 会

内閣総理大臣  
環 境 大 臣  
経 済 産 業 大 臣  
財 務 大 臣  
消 費 者 庁 長 官